

令和5年度 財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
ふるさと鹿野（経済観光部観光・ジオパーク推進課）			
<p>業務報告、事業報告について（その他）《ふるさと鹿野／観光・ジオパーク推進課》 指定管理者による毎月の業務報告や年度終了後の事業報告について、報告書の受理日が不明なもの、供覧されていないものが見られた。また、毎月の業務報告については、基本協定に約定された「苦情及びその対応内容」について報告されていなかった。 協定に約定した意味を今一度確認のうえ、適正に事務処理されたい。（基本協定書第22条）</p>	<p>指定管理者の毎月の業務報告に「苦情およびその対応内容」について明記させるとともに、受理および供覧について適切に実施することとし、令和6年2月業務報告書から明記しました。</p>	R6. 4. 25	
ふるさと鹿野（農林水産部農政企画課）			
<p>再委託の承認について（その他）《ふるさと鹿野／農政企画課》 指定管理者は、施設警備や消防設備点検等の管理業務の一部を市の承認を受けずに、第三者へ委託していた。また、所管課は指定管理者指定申請書で、管理業務の一部を再委託することを把握していたが、基本協定書締結後、承認を受けるよう適切な指導をしていなかった。基本協定書に基づき、適切に処理されたい。（基本協定書第14条）</p>	<p>基本協定書第14条の規定に基づいた手続きを行うとともに、事務処理チェックリストを作成することにより適切な所定手続きを行うよう改善しました。</p>	R6. 4. 25	
<p>利用料金の決定について（その他）《農政企画課》 利用料金の決定は条例で定める範囲内であらかじめ市長の承認を要するが、指定管理者から提出された協議文書に対し、所管課は意思決定過程を明確にせず決裁行為を行わないまま、事務連絡で承認を通知していた。 所管課は、条例に規定する重要な決定事項について、文書作成の意味と市民への説明責任のありようを今一度確認の上、適切に処理されたい。 （鳥取市鹿野そば道場の設置及び管理に関する条例第7条、基本協定書第27条、鳥取市文書取扱規程第2条の2、鳥取市指定管理者制度運用マニュアル）</p>	<p>基本協定書第7条の規定に基づいた手続きを行うとともに、事務処理チェックリストを作成することにより適切な所定手続きを行うよう改善しました。</p>	R6. 4. 25	